

大洲河川国道事務所庁舎内における 新設事務所の設置について

大洲河川国道事務所 経理課 森澤 良美
本局 総務部 会計課 濱渦 雅美
山鳥坂ダム工事事務所 総務課 野並 邦博

令和2年4月1日、一級河川肱川の緊急治水対策を推進するため肱川緊急治水対策河川事務所が設立された。新事務所は大洲河川国道事務所庁舎内に設置され、同一建物に事務所が併存する形となった。設立にあたり物品をどのように調達するのか、また、庁舎管理に必要な役務や生活費用をどのように分担するのが課題となった。本稿では、とりわけ総務・経理業務に焦点を当て、大洲河川国道事務所が実施した肱川緊急治水対策河川事務所の設立準備と設置後の運用について報告する。

キーワード 事務所の開設、物品調達、費用分担、業務分担

1. はじめに

現在、肱川流域事務所においては、平成30年7月豪雨災害により甚大な浸水被害が発生した肱川において、肱川緊急治水対策「つなごう肱川プロジェクト」として再度災害防止に取り組み、治水安全度の向上を図っている。

そういったなか、肱川の中下流部における築堤や暫定堤防の嵩上げなどの肱川緊急治水対策を推進していくために肱川緊急治水対策河川事務所が令和2年4月1日、大洲河川国道事務所庁舎内に設置されることとなった。

本稿では、新事務所設立に伴い、同一建物に二つの事務所が併存することとなった大洲河川国道事務所内で実施した、肱川緊急治水対策河川事務所の設立準備と設置後の運用について、とりわけ総務・経理業務に焦点を当てた事例報告を行う。

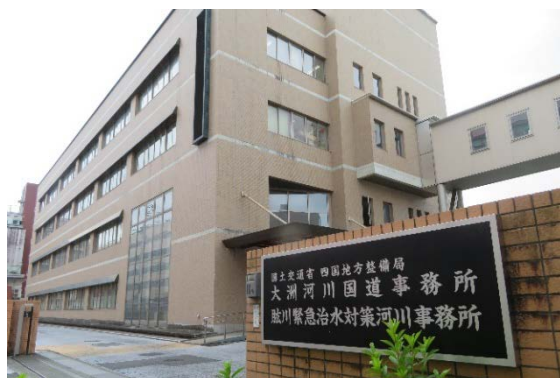


写真-1 令和2年度に設置された館銘板と事務所外観

2. 問題点

（１）執務環境整備（物品調達）の問題

まず、執務環境を整えるにあたり、新設事務所執務室内の職員用の机・椅子などをどのように調達するかということが問題となった。

事務所課長以下の机・椅子などについては、大洲河川国道事務所において令和元年度を以て廃止される組織（用地第一課、統括地域防災調整官、地域防災調整官、工務第一課河川調査係）が使用していた物品で必要数を満たせる状況であったことから、物品管理法上の管理換の手続きを行うことで対応が可能であった。

しかしながら、一方で、事務所長及び副所長の机・椅子については、大洲河川国道事務所から管理換が可能な物品がなく、別途調達する必要があった。

当該物品の調達にあたっては、肱川緊急治水対策河川事務所が概ね5年間で集中的に実施する河川改修事業（いわゆる激特事業）を強力に推進するために設置された時限的な事務所である点を念頭に置く必要があり、事務所存続期間より長期に及ぶ耐用年数となる備品を新たに購入すべきかなど、より慎重な検討が必要であった。

（２）費用及び業務分担の問題

同一庁舎内に二つの事務所が併存することで総務・経理における庁舎管理に必要な役務や生活費用等をどのように分担するのか検討が必要となる。

費用分担について、事務所毎の精算額を把握する必要があるため、明確に算定しなければならない。

ただし、事業費率等で一律に算出する方法では光熱水料の使用量や役務の委託料算定基準と乖離が大きく、経費を管理するうえで支障となる恐れがある。精度を上げた分担率を検討する必要がある、そのために画一的な分担率ではなく、それぞれの案件に適合した分担率を調整しなければならない。

業務分担においては、他事務所の事例を確認したところ、近隣の複数の事務所が同一業務を共同発注する場合、分任支出負担行為担当官の連名で契約を行い、検査・支払事務等については、それぞれの事務所毎で行っていた。清掃、廃棄物処理などの役務や光熱水料など全てを既述した方法で行うことは、従前、大洲河川国道事務所のみで実施してきた事務をそれぞれの事務所個別に行うこととなり、契約・検査・支払などの事務負担がそれぞれに必要となってしまう。同一庁舎内に二つの事務所が併存する状況である利点を活用し、事務負担を最小とする方法の検討が課題となった。



写真-2 事務所1階の案内板

3. 対応策（検討と実施）

（1）執務環境整備（物品調達）への対応

まずは、有効活用のため他事務所に遊休物品がないか確認を行った。令和2年度に組織廃止を予定している事務所に確認したところ、肱川緊急治水対策河川事務所以外の新設事務所で使用する予定となっており、他事務所からの管理換は望めない状況であった。そのため、事務所長・副所長の机・椅子などについては、肱川緊急治水対策河川事務所の事業完了後に大洲河川国道事務所に事業が引き継がれることを念頭におき、大洲河川国道事務所内の機の耐用年数などを勘案し、将来的に肱川緊急治水対策河川事務所の事務所長が使用する机については、大洲河川国道事務所に管理換の手続きを行い、大洲河川国道事務所の副所長の机として使用する計画を立てた上で新規購入を行った。肱川緊急治水対策河川事務所の副所長の机についても大洲河川国道事務所の事務所課長の机として使用できるよう同様に購入をすすめた。

また、その他の耐用年数が事務所存続期間よりも長い可能性のある物品についても、事務事業引継後

の活用計画を事前に検討した上で購入することとした。

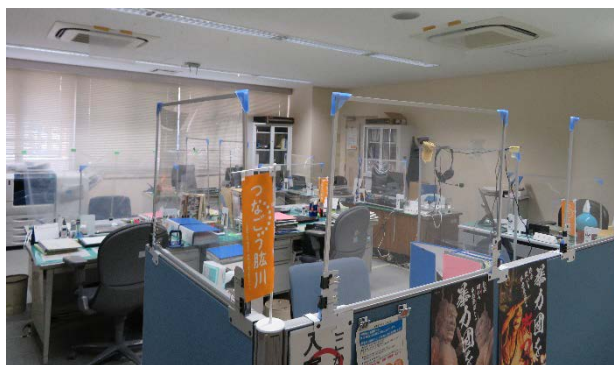


写真-3 肱川緊急治水対策河川事務所総務課の執務室



写真-4 肱川緊急治水対策河川事務所工務課の執務室

（2）費用及び業務分担への対応

費用分担については、1案件毎に関係各課で協議を行い負担割合について検討した。その際、大洲河川国道事務所津島監督官詰所が現在入居している宇和島港湾合同庁舎の分担方法について参考とすることとした。

津島監督官詰所が入居している宇和島港湾合同庁舎においては、同一庁舎内に国土交通省の複数の出先機関が入居し、協定書に基づき維持管理費や必要経費を分担して支払っており、今回はその負担方法を参考にして事務所の費用負担割合についても検討可能であると判断した。

検討の結果、基本的には、宇和島港湾合同庁舎の費用分担を参考に、職員数により使用料の増減が発生すると考えられる水道料や廃棄物処理であれば人員比率、業務委託料算定の基礎を面積としている清掃や環境衛生（害虫駆除）、電気料については面積比率などを適用し、個別に算出が可能な通信費などは明細書を確認し、1回線毎の金額と回線数比率により算出した基本料を基に負担額を決定する方法とした。また、各事業の業務と密接な関連性がある情報連絡業務、後納郵便については、事業費率を採用することとした。

経費名	負担割合
浄化槽保守点検	人員比率
廃棄物搬出処理	人員比率
環境衛生管理業務	人員比率
庁舎清掃業務	面積比率
情報連絡業務	事業費率
電話料	個別負担
後納郵便料	事業比率
電気料	面積比率
水道料	人員比率
下水料	人員比率
定期刊行物	個別負担

表-1 各経費の負担割合一覧表



写真-5 肱川緊急治水対策河川事務所配置図

業務分担については、宇和島港湾合同庁舎では光熱水料は宇和島海上保安部が発注・契約・検査を行い協定で定められたそれぞれの比率によって使用料を計算し、各入居官署が宇和島海上保安部の作成した分担金通知書に基づき契約相手方にそれぞれ支払を行っている。

役務発注については、全体的な経費の負担割合を考慮し、暫定的な分担金額を算定し、それを基に分担金額と相当額の役務契約を各入居官署に割り当て、各入居官署は、それぞれ割り当てられた役務の発注・契約・費用分担及び支払までの一連の事務を実施している。

そこで、①宇和島港湾合同庁舎の光熱水料の場合のように、大洲河川国道事務所が全ての発注・契約・検査を行ってそれぞれの官署が契約相手方へ分担割合を基に支払う方法（図-1 参照）と、②宇和島港湾合同庁舎の役務発注の場合のように、発注予定役務の契約予定額を算定し、分担割合によりそれぞれの分担金額（暫定）を元に相当額の役務を分担して対応する役務の発注から支払まで全てを各事務所にて行う方法（図-2 参照）の2案で検討を行った。

その結果、②案については、暫定分担金額の算出や分担する役務の割り振り、工事雑費の費途別執行管理など事務が繁雑となる要素が多く、また同一庁舎内に四国地方整備局所属の異なる事務所が入居することによって生じる契約相手方による錯誤の可能性等も考慮し、①案にて実施することとした。

その後、当初想定していた役務や光熱水料に係る予算示達が、大洲河川国道事務所と肱川緊急治水対策河川事務所の両事務所に示達される方式から、大

洲河川国道事務所に一括して示達されることになったため、①案を再度検証し、大洲河川国道事務所が一括して予算要求し、示達を受け、発注から支払までの一連の事務を取り扱う①'案（図-3 参照）を採用することとした。

その結果、当初想定した①②案よりも、更に事務が効率化されることとなった。

4. 結果の検討と今後の課題

（１）執務環境

肱川緊急治水対策河川事務所の存続期間が不明瞭な中で迅速に対応する必要があり、大洲河川国道事務所において備品購入及び肱川緊急治水対策河川事務所への管理換を実施した。結果、新事務所では業務が行える状態で設備環境を整え、設立日の4月1日を迎えることができた。

今後の課題としては、大洲河川国道事務所においては、肱川緊急治水対策河川事務所が時限的な事務所であることを念頭に置いた、計画的な物品・備品の管理が必要である。肱川緊急治水対策河川事務所が激特事業の整備を完了した後、使用されていた物品等は大洲河川国道事務所へ管理換を行う計画としている。それらの物品を有効に活用するためには、大洲河川国道事務所において物品の更新をする際には、当初立案した計画の支障とならないように、将来的に管理換が予想される物品の数量や耐用年数を加味した上で、購入の審査を行うといった、より慎重な対応が求められる。

（２）費用及び業務分担

費用分担については、宇和島港湾合同庁舎の事例を参考にして、案件毎に検討を行っているため実際の両事務所の使用料や役務の委託料算定基準と大きく乖離していることはないと考えられる。

電気料について、事務所毎の正確な費用の算出方法として、当初は肱川緊急治水対策河川事務所に証明用電気計器を設置することも検討されたが、建物の構造上、計器類を設置することが出来なかったため、面積比率にて按分計算することとした。

業務分担については、光熱水料や役務に関する事務を大洲河川国道事務所に集約することで発注・契約・検査・支払の件数が減少し、事務負担を削減することができた。人件費だけでなく、それらに伴う物品費等の諸処の行政経費の削減も期待できる。また、庁舎管理を行う大洲河川国道事務所です予算要求から支払、決算までを一本化して行うことで、統一的な事務遂行も可能である。

更に、現時点では個別に行っている業務のうち、集約可能なものについても、例えば健康診断の発注については、今年度から肱川緊急治水対策河川事務所において集約し発注することを検討しており、同一庁舎内に2事務所がある利点を活かし、事務の負担軽減・効率化を推進できるよう2事務所で協力する検討を続けていく予定としている。

また現在、大洲河川国道事務所においては、決算報告時に必要となる2事務所の経費を表計算ソフトで管理しており、当入力に多大な労力を要して

いる。今後はこの点についても、既存の予算執行管理システム等を活用することが出来ないか引き続き検証を行い、より効率的な業務改善につなげていきたいと考えている。

